

西京少年野球会 松尾クラブ規約

＜第1章 総則＞

第1条（呼称）

松尾クラブと称する。（以下 当クラブ）

第2条（所在地）

当クラブの所在地は代表宅とする。

＜第2章 目的及び活動＞

第3条（目的・行動指針）

当クラブの目的は、松尾学区ならびに近隣学区在住の学童を対象に、野球を通じて自主性・協調性・思いやりを学び、心身共に健全な少年少女の育成を目的とする。

また行動指針として、『選手・指導者・保護者が一体となり、礼儀・挨拶を重んじ、楽しい野球を目指す』と定める。

第4条（活動）

当クラブは、京都軟式野球連盟西京支部少年部 西京少年野球会及び京都市スポーツ少年団に加盟し、代表以下、本部役員、保護者で運営指導する完全なボランティア団体です。

土日祝を活動日とし、必要に応じ週1回から3回程度の自主練習を行う時期もある。

また第3条の目的を達成するため次の活動を実施する。

1. 学童野球の普及活動
2. 部員により編成されたチームでの練習及び大会参加
3. 学童野球を通じての交流
4. 指導者の育成
5. 地域社会貢献活動へのお手伝い

第5条（活動範囲）

当クラブの活動範囲は、集合場所への移動区間も含め集合から解散までとする。

<第 3 章 構成>

第 6 条

当クラブは先ず以って部員で構成され、次いで指導者、保護者で構成される。

第 7 条（部員・入部資格）

部員は松尾小学校校区及び隣接する小学校区域の男女学童であり、入部届を承諾された者とする。就学前児童（未就学児）にあつては、原則として入団不可とする。ただし、就学間もない1年生についても、指導者が適当と認められない場合は、グラウンドまでの自転車移動は保護者が付き添いで行うものとする。尚、京都府条例により平成30年4月1日より自転車保険の加入の義務化により当クラブでも保険加入を積極的に促す。保険内容については各家庭に一任するものとする。

第 8 条（指導者の構成）

会長 1 名 代表 1 名 副代表 1 名

相談役顧問1名 会計 1 名 会計補佐 1 名 企画 1 名 監督 3 名

運営長 1 名 運営員若干名 審判長 1 名 副審判長 1 名

審判員若干名 スタッフ若干名

第 9 条（指導者の責務）

[西京少年野球会及び京都市スポーツ少年団に準ずる。](#)

第 10 条（複数チームのでの構成）

当クラブは、適切な練習体制の確保及び各種大会への分散参加（登録）を可能とするため、部員の学年構成及び人数の状況に応じ、年度毎に階級（ABC）に応じた複数チーム体制をとる。メンバー構成の決定権は指導者へ一任し、上位学年のチーム監督の方針に従うものとする。

<第 4 章 入 退 部>

第 11 条（入 部）

部員となる者の保護者は本規約を承諾し、入部届に必要な事項を記入のうえ、当クラブに提出し、当クラブ代表の承認を受ける。

第 12 条

部員は第 11 条にある記入事項に異動が生じた時は、速やかに当クラブに書面（書式は任意）にて、その旨を届け出なければならない。

第 13 条（退部）

当クラブを退部する時は、退部届（書式は任意）に理由を明記し、代表に提出する。

但し次に該当したときは退部届を要しない。

1. 長期にわたる部費の滞納
2. 当クラブとしてふさわしくない容姿（茶髪・ピアス・タトゥーなど）
3. 警告にも関わらず、悪質なイジメ、恐喝、傷害、万引きが常習化した部員
4. 保護者も含め著しくコンプライアンスに反した場合

＜第 5 章 会 計＞

第 14 条 （運営費）

当クラブの運営に必要な支出は、部員の納める部費及び個人等からの寄付金、補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。

また当該年度の運営費から支出できる経費は、概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 連盟等への登録費及び各種大会等への参加費
- (2) 施設使用料（グラウンド使用料等）
- (3) 野球用具（チーム利用のものに限る）等の消耗品又は備品購入費
- (4) 遠征費（選手及び道具配車時の高速料金、駐車料金、ガソリン代の補助等）

補足 1）遠征の定義は「年間クラブ行事及び公式戦、またはそれに準ずると指導者会議で承認された行事」とする。 ＊表 1 参照

補足 2）練習試合に関しては、2024年2月現在、ホームグラウンドの確保状況が良好のため、ホーム開催を推奨し支給対象外とする。今後、状況に大きな変化があった場合、随時これを見直す事とする。

***表 1 チーム配車に対するガソリン補助基準**

走行距離（中溝起点）	補助金額	行き先（例） ＊記載のないものは実走距離とする
0～10km	0 円	小畑川、他
11～20km	200円	殿田、塔の森、光華、吉祥院、他
21～30km	300円	宇治川、宝ヶ池、大山崎、他
31～40km	400円	八幡市 亀岡市、他
41km以上	500円	城陽市、京田辺市、太陽が丘、比叡平、等

但し、出発から帰着まで帯同した場合のみ。途中、単独帰宅や現地合流は対象外とする。

- (5) 本クラブ主催の催事（レクリエーションや周年事業等）に必要な出費
- (6) 慶弔費（祝儀、見舞、香典、贈答、餞別、祝電・弔電料等）
- (7) 指導者のスポーツ保険加入料
- (8) その他、本クラブ活動に必要な経費

(8)で定める「その他、本クラブ活動に必要な経費」とは、緊急又は特別な理由によるものとし、指導者会議での協議により支出を決定するものとする。なお、当該経費を支出したとき、保護者代表を通じてその内容を、保護者会又は回覧等により保護者へ報告しなければならない。

第 15 条 (会計年度)

当クラブの会計年度は毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

第 16 条 (決算)

当クラブの会計決算は、代表の認定を受け、指導者会議の承認を得て成立する。

第 17 条 (予算編成)

毎年12月の指導者会議において、次年度の予算を編成。大会参加費、主要行事決定の上、代表及び各監督の承認を得て可決、公表する。

第 18 条 (部費)

1. 部費は次に掲げる通りとする。 なお入部した翌月より徴収する。

月額 5,000 円 (二人目以降は、兄弟割として 3,000円/月とする) * 2026年1月より施行
入部費 1,000円 但しスポーツ保険料は別途収めるものとする

2. 退部及び休部する場合、既納の部費は返却しないが、一括納入されている場合のみ在籍月以降の部費を返納するものとする。
3. 部費の改定については、保護者代表を含めた指導者会議で協議のうえ決定する。
4. 上記の部費とは別途「レクリエーション費」として月額300円を納める。

(2022年1月度徴収分より)

徴収目的は各イベントでの食料品や催事品の購入、試合での補食等への補填を目的とし、会計を通じ当クラブで本会計とは別途管理し、部費同様に収支報告を行う。

<第 6 章 会 議>

第 19 条 (指導者会議)

第8条に定める全指導者に加え、議題により保護者代表又は保護者代表から依頼された者で構成され、本クラブでの最高議決機関であり原則として、各月の最終土曜日に実施する。

第 20 条 (指導者会議の附議事項)

指導者会議は、次の各号に掲げる事項を審議及び決定(承認)する。

- (1) 該当月の活動報告及び翌月の活動予定の報告
- (2) その他、当クラブ活動に関する重要事項の決議
- (3) 本規約及び付帯規定の改定または制定

これらの審議、議論内容は必要に応じて保護者代表から各家庭へ伝達し、決定事項の共有化に努めることとする。

第 21 条 （保護者会議）

1. 保護者会議（以下 保護者会）は、保護者により構成され当クラブの運営にあたり必要かつ重要な事項を保護者会議にて審議及び決定する。
2. 保護者会は必要に応じて保護者代表が適宜招集し開催する。
3. 緊急を要する案件については、保護者代表が直近の活動日または臨時でミーティングを開催し、審議及び決定することができるものとする。但し関係者への周知は保護者代表の責務とする。

<第 7 章 保護者の活動>

第 22 条 （保護者の自主活動）

当クラブの活動は完全なボランティアの為、保護者の自主活動が円滑にクラブ運営がなされる重要なファクターとなる。特に父親の積極的な練習サポートは、本規約第3条及び第4条により当クラブは歓迎するものとする。

第 23 条 （保護者の活動）

保護者は、部員の健全な育成のため、第2章で定められた活動を可能な範囲で支援する。主に次の各号に掲げる活動への協力となる。

- (1) 部員たちへのお茶・水等の補充（一部当番制）
- (2) 西京支部主催大会への運営支援（設営、整備等）
運営支援に関する出席要請の打診は、運営委員長または顧問から発せられるものだけ有効とする。
- (3) 選手移動は原則として指導者が行うが、スタッフ不足の場合での配車援助
- (4) その他、第2章の活動を円滑に進めるために必要な事項
- (5) 熱中症対策として、主催団体から認可された範囲で、ベンチ内での自チームの選手に対する水分補給や体調管理などのサポート。

<第 8 章 雑 則>

第 24 条 （事故等への対応）

1. 当クラブは、部員又は指導者が活動中に発生した事故等について、当クラブの加入するスポーツ保険の請求手続きの援助など、誠意をもって行うものとする。

但し、補償される保険金の範囲外の請求等には一切関与出来ないものとする。

2. 指導者及び保護者の自家用車等によつての選手送迎や搬送時の事故については、当クラブは原則として責任を負わないものとし、各々で加入する任意保険等により対応するものとする。
3. 配車協力する場合、指導者、保護者とも任意保険に加入された車両のみとする。
4. 当クラブ活動内において、選手による車両への不慮の傷、打痕、又は選手の健康状態によって起こりえる車内の汚れ等についても当クラブで関与出来ないものとするが、程度によっては、車両持ち主より該当する選手保護者へ連絡し対応を相談することは特に定めない。

第 25 条

部員は全員スポーツ保険に加入する。

京都府条例により平成30年4月1日より自転車保険の加入の義務化にあたり

当クラブでも保険加入を積極的に促す。保険内容については各家庭に一任するものとする。

(附則)

この規約は2018年4月10日から施行する。

【改訂履歴】

2018年5月14日 訂正

- ＜第5章 会計＞ 第18条1項 部費について
入部費の訂正 『入部費なし⇒入部費1,000』

2020年12月1日 改訂

- ＜第3章 構成＞ 第8条1項 指導者の構成について
副代表補佐 削除
相談役顧問2名 → 1名
- ＜第6章 会議＞ 第19条 指導者会議
文言追加 『保護者代表又は保護者代表から依頼された者で構成し、』
補足 これらの審議、議論内容は必要に応じて保護者代表から各家庭へ伝達し、
決定事項の共有化に努めることとする。
- ＜第7章 保護者の活動＞ 第23条 保護者の活動
2項の補足
『運営支援に関する出席要請の打診は、運営委員長または顧問から発せられるものだけ有効とする。』
- ＜第8章 雑則＞ 第24条 事故等への対応
4項の追加
当クラブ活動内において、選手による車両への不慮の傷、打痕、又は身体の異常によって起こりえる車内の汚れ等についても当クラブで関与出来ないものとするが、程度によっては、車両持ち主より該当する選手保護者へ連絡し対応を相談することは特に定めない。

2022年2月1日 改訂・補足

- ＜第5章 会計＞ 第18条 (部費)
4項の追加
4. ↑上記の部費とは別途「レクリエーション費」として月額300円を納める。
(2022年1月度徴収分より)
徴収目的は各イベントでの食料品や催事品の購入、試合での補食等への補填を目的とし、
会計を通じ当クラブで本会計とは別途管理し、部費同様に収支報告を行う。
- ＜改訂理由＞
「6年会計」たるものが存在し本会計と別途、クラブ側が把握できない運用費の徴収を廃止。
その使途目的に合わせ、「レクリエーション費」として、クラブ側から全家庭から徴収し、
運用、管理する。

2024年4月1日 改訂・補足

- ＜第5章 会計＞ 第14条 (運営費)
(4) 遠征費 ➤遠征費にガソリン補助の制度を反映
「補足1」、「補足2」、「*表1 チーム配車に対するガソリン補助基準」の追記
- ＜改訂理由＞
燃料代の高騰により、個人所有の自家用車を利用した際の補助制度を設ける。
(2024年2月現在 京都府平均175円/L)
- ＜第2章 目的及び活動＞ 第4条 (活動)
自主練習の頻度と対象を追記・変更

＜改訂理由＞

自主練習の増加と対象学年の引き下げ

2025年12月1日 改訂・補足

＜第 5 章 会 計＞ 第 18 条 （部費）

1 項の改訂

＜改訂前＞ 月額 4,000 円

＜改定後＞ 月額 5,000 円 （二人目以降は、兄弟割として 3,000円/月とする）

* 2026年1月より施行

＜改訂理由＞ 物価上昇による運営維持のための部費の見直し

＜第7章 保護者の活動＞ 第 23 条 保護者の活動

5 項の新規補足

(5) 熱中症対策として、主催団体から認可された範囲で、ベンチ内での自チームの選手に対する水分補給や体調管理などのサポート。

＜改訂理由＞ 列記すべき実活動のため新規補足

＜第 3 章 構 成＞ 第 9 条 （指導者の責務）

＜改訂前＞ 別途、指導者規約に定める。

＜改定後＞ 西京少年野球会及び京都市スポーツ少年団に準ずる。

＜改訂理由＞ 指導者規約作成中のため